

Maintext Authentic <2024 年度版>

(2024 年度合格目標 Kudo Project Swing-by seminar 講義使用教材)

(2024/05/07 現在)

2024 年度合格目標 Kudo Project Swing-by seminar の講義使用教材である

「2024 年度版 Maintext Authentic」におきまして以下の訂正箇所がございます。
大変おそれいりますが、教材の訂正をお願いいたします。

※科目名の後の英数字は教材を区別するためのコードです。コードは教材裏表紙のバーコード下に記載しております。

・最新 2024/05/07 更新分

【2024/01/29 更新分】

健康保険法 (RU24253)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
改正	P124 健保-050 (7) 被扶養者の届出 改正のため追加	被扶養者の届出に係る届出事項に変更があったときは、その都度、事業主を経由して厚生労働大臣又は健康保険組合に届け出なければならない。ただし、住所の変更については、健康保険組合管掌健康保険の被扶養者であって、当該健康保険組合が当該被扶養者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けるとき(当該健康保険組合が事業主に対し当該被扶養者の住所に係る情報の提供を求めないときに限る)は、当該事項に関する変更の届出は 必要ない (則 38 条 2 項)。	
改正	P125 健保-050 (10) 任意継続被保険者の個人番号、氏名又は住所の変更の届出 改正のため追加	任意継続被保険者の個人番号、氏名又は住所の変更の届出のうち任意継続被保険者の住所の変更の届出については、健康保険組合管掌健康保険の任意継続被保険者であって、当該健康保険組合が当該任意継続被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けるとき(当該健康保険組合が事業主に対し当該任意継続被保険者の住所に係る情報の提供を求めないときに限る)は、当該事項に関する変更の届出は 必要ない (則 44 条)。	
改正	P145 健保-057 要点整理 Point! 標題	電子資格確認 (法 3 条 13 項)	電子資格確認 (法 3 条 13 項、 <u>法附則 1 条の 2</u>)
改正	P145 健保-057 要点整理 Point! 3 行目	個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書を送信する方法により、	個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書を送信する方法 <u>その他の厚生労働省令で定める方法</u> (「利用者証明用電子証明書」を送信する方法) により、

	訂正箇所	訂正前	訂正後
改正	P145 健保-057 要点整理 1つ目の CHECK	【別添1】に差し替え	
訂正	P165 健保-062 趣旨 5行目	…訪問看護療養費制度を創設された。	…訪問看護療養費制度が創設された。
訂正	P191 第5章第4節 趣旨 7行目	…高額療養費の現物給付化が実施される <u>る</u> ている。	…高額療養費の現物給付化が実施される <u>る</u> ている。
訂正	P232 健保-082 要点整理(1) 参考 ① 5行目 下線部分を削除	少年法の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合又は売春防止法の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合	少年法の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合又は売春防止法の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合

年金法 I (RU24255)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P212 厚年-047 条文 CHECK 1つ目	厚生労働大臣は、合意分割及び3号分割の規定…	実施機関は、合意分割及び3号分割の規定…

年金法 II (RU24256)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
改正	P284 厚年-064 要点整理 《65歳以後の在職老齢年金の支給停止基準額》 1行目	※前記 Point! 総報酬月額相当額 ①のイメージ (令和 <u>5</u> 年度額)	※前記 Point! 総報酬月額相当額 ①のイメージ (令和 <u>6</u> 年度額)
改正	P284 厚年-064 要点整理 《65歳以後の在職老齢年金の支給停止基準額》 図中 1つ目	支給停止調整額 (<u>47</u> 万円)	支給停止調整額 (<u>50</u> 万円)
改正	P284 厚年-064 要点整理 《65歳以後の在職老齢年金の支給停止基準額》 図中 2つ目	支給停止調整額 (<u>48</u> 万円)	支給停止調整額 (<u>50</u> 万円)
改正	P284 厚年-064 要点整理 CHECK ・2つ目	・令和6年度における支給停止調整額は <u>50万円</u> とされている。	

	訂正箇所	訂正前	訂正後
改正	P285 厚年-064 要点整理 《65歳以後の 在職老齢年金の仕組み》 図中 調整	支給停止調整額 <u>48万円</u>	支給停止調整額 <u>50万円</u>
改正	P289 厚年-065 要点整理 《65歳以後の 在職老齢年金の仕組み》 標題	《60歳台前半の在職老齢 年金のイメージ》(令和 <u>5</u> 年度額)	《60歳台前半の在職老齢 年金のイメージ》(令和 <u>6</u> 年度額)
改正	P289 厚年-065 要点整理 《65歳台前半 の在職老齢年金のイメ ージ》図中	支給停止調整額 (<u>48万円</u>)	支給停止調整額 (<u>50万円</u>)
改正	P294 厚年-066 要点整理 《在職老齢年 金と高年齢雇用継続給 付の調整の具体例1》	1. 60歳台前半の在職老齢 年金の仕組みによる支 給停止額 240,000円+200,000円 < <u>480,000円</u>	1. 60歳台前半の在職老齢 年金の仕組みによる支 給停止額 240,000円+200,000円 < <u>500,000円</u>
改正	P295 厚年-066 要点整理 《在職老齢年 金と高年齢雇用継続給 付の調整の具体例2》 図中	1. 60歳台前半の在職老齢 年金の仕組みによる支 給停止額 (340,000円+200,000円 - <u>480,000円</u>)×1/2 = <u>30,000円</u>	1. 60歳台前半の在職老齢 年金の仕組みによる支 給停止額 (340,000円+200,000円 - <u>500,000円</u>)×1/2 = <u>20,000円</u>
改正	P296 厚年-066 要点整理 《在職老齢年 金と高年齢雇用継続給 付の調整の具体例2》 図中	1. 調整(支給停止) ※在職老齢年金の仕組み による <u>30,000円</u>	1. 調整(支給停止) ※在職老齢年金の仕組み による <u>20,000円</u>
		支給停止 <u>42,180円</u>	支給停止 <u>32,180円</u>
		<u>157,820円</u>	<u>167,820円</u>
訂正	P305 厚年-068 要点整理 CHECK 下から4行目 下線部削除	なお、 在職定時改定及び退 職時改定の規定の適用に ついては、	なお、 在職定時改定及び退 職時改定の規定の適用に ついては、

【別添1】

CHECK 法 63 条 3 項の厚生労働省令で定める方法（則 53 条） **2021改正** **改正!**

・法 63 条 3 項の厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とされている（則 53 条 1 項）。

①被保険者証を提出する方法

②処方箋を提出する方法（保険薬局等から療養を受けようとする場合に限る）

③保険医療機関等、保険薬局等又は指定訪問看護事業者が、過去に取得した療養又は指定訪問看護を受けようとする者の被保険者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む）を用いて、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、あらかじめ照会を行い、保険者から回答を受けて取得した直近の当該情報を確認する方法（※1）

（※1）当該③の方法は、当該者が当該保険医療機関等若しくは保険薬局等から療養（居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護又は居宅における薬学的管理及び指導に限る）を受けようとする場合又は当該指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けようとする場合であって、当該保険医療機関等、保険薬局等又は指定訪問看護事業者から電子資格確認による確認を受けてから継続的な療養又は指定訪問看護を受けている場合に限られている。

なお、被保険者が 70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって 一部負担金の割合が 100 分の 20 とされる場合 又は 70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、政令で定めるところにより算定した報酬の額が政令で定める額以上であり、一部負担金の割合が 100 分の 30 とされる場合の規定の適用を受ける場合（※2）にあつては、上記①～③に定めるもの及び 高齢受給者証 を提出する方法とされている（則 53 条 2 項）。

（※2）当該適用を受けることについて、保険医療機関等、保険薬局等又は指定訪問看護事業者において、電子的確認（※3）を受けることができる場合を除く。

（※3）「電子的確認」とは、保険者に対し、被保険者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保険者から回答を受けた当該情報により確認することをいう。

【2024/04/1 更新分】

年金法 I (RU24255)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
改正	P177 国年-033 要点整理 《受給権者の 行う届出のまとめ》 表中⑤	⑤20 歳前の傷病による障 害に基づく障害基礎年金、 母子福祉年金又は準母子 福祉年金の裁定替えによ る遺族基礎年金の受給権 者に係る <u>所得状況の届出</u>	⑤20 歳前の傷病による障 害に基づく障害基礎年金 の受給権者に係る <u>所得状 況の届出</u>
改正	P178 国年-033 要点整理 《受給権者の 行う届出のまとめ》 表下(※1)	(※1) 指定日（厚生労働大臣 が指定する日）とは、以下の 日をいう（令 3.6.24 厚労告 248 号）	(※1) 指定日（厚生労働大臣 が指定する日）とは、以下の 日をいう（令 6.3.6 厚労告 66 号）
改正	P178 国年-033 要点整理 《受給権者の 行う届出のまとめ》 表下(※1)①	①20 歳前の傷病による障 害に基づく障害基礎年金 又は母子福祉年金若しく は準母子福祉年金の裁定 替えによる遺族基礎年金 の受給権者に係る <u>所得状 況の届出</u> （前表⑤の届出）	①20 歳前の傷病による障 害に基づく障害基礎年金 の受給権者に係る <u>所得状 況の届出</u> （前表⑤の届出）

【2024/05/07 更新分】

健康保険法 (RU24253)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
改正	P8 健保-009 条文 2) 改正に伴い追加	保険者は、前項の規定によ り同項第 2 号又は第 3 号 に掲げる事務を委託する 場合は、他の社会保険診療 報酬支払基金法第 1 条に 規定する保険者(※1)と共 同して委託する ものとする。	保険者は、前項の規定によ り同項第 2 号又は第 3 号 に掲げる事務を委託する 場合は、他の社会保険診療 報酬支払基金法第 1 条に 規定する保険者(※1) <u>及 び法令の規定により医療 に関する給付その他の事 務を行う者であって厚生 労働省令で定めるものと 共同して委託するものと する。</u>

社会保険一般常識 (RU24254)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
改正	P46 国保-027 要点整理 (1) CHECK 市町村の保険料の賦課に関する基準 表②	世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額 <u>22万円</u>	世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額 <u>24万円</u>
改正	P126 高医-031 条文 2) 改正に伴い追加	第1項の保険者協議会は、次に掲げる業務を行う。 ①～③ (略) ④都道府県医療費適正化計画の 実績の評価に関する調査及び分析 3) 厚生労働大臣は、保険者協議会が上記 2) ①～④に掲げる業務を円滑に行うため必要な 支援 を行うものとする。	

労働基準法 (RU24255)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P51 労基-018 要点整理 (重要通達) ②改正のため削除	②「就業の場所及び従事すべき業務」については、雇入れ直後の就業の場所及び従事すべき業務を明示すれば足りる。なお、将来の就業場所や従事させる業務を併せ網羅的に明示することは差し支えない（平 11.1.29 基発 45 号）。	
訂正	P197 労基-052 要点整理 (4) 1 行目	労使委員会の委員の5分の4以上の多数による議決により、①～⑧の事項を決議	労使委員会の委員の5分の4以上の多数による議決により、①～⑦の事項を決議
訂正	P243 労基-065 要点整理 (1) 表中 括弧書き追加	<u>満15歳以上満18歳未満の者</u>	<u>満15歳以上満18歳未満の者</u> (左欄の者を除く)
改正	P305 労基-096 要点整理 (2) Point!	③磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること	③ 使用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は第24条の2の4第3項第3号に規定する電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。
訂正	P318 巻末資料 ①労働基準法に基づく労使協定	⑬年次有給休暇の計画的付与 (法39条9項)	⑬年次有給休暇の計画的付与 (法39条 <u>6</u> 項)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P318 巻末資料 ❶労働基準法に基づく 労使協定	⑭年次有給休暇中の賃金の支払（法 39 条 7 項ただし書）	⑭年次有給休暇中の賃金の支払（法 39 条 <u>9</u> 項ただし書）

労働一般常識 I (RU24258)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正	P58 【労働基準法で定める 労使協定と労使委員会の 決議・労働時間等設定 改善 企業 委員会の決議 のまとめ】	⑬年次有給休暇の計画的 付与（法 39 条 9 項）	⑬年次有給休暇の計画的 付与（法 39 条 <u>6</u> 項）
訂正	P58 【労働基準法で定める 労使協定と労使委員会の 決議・労働時間等設定 改善 企業 委員会の決議 のまとめ】	⑭年次有給休暇中の賃金の 支払（法 39 条 7 項ただし書）	⑭年次有給休暇中の賃金の 支払（法 39 条 <u>9</u> 項ただし書）

労働者災害補償保険法 (RU24261)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
改正	P133 労災-031 要点整理(2) 【常時介護の場合】	(令和 5 年 4 月 1 日以後)	(令和 <u>6</u> 年 4 月 1 日以後)
訂正	P133 労災-031 要点整理(2)表中 介護補償給付の額①	実費（上限額 <u>172,550</u> 円）	実費（上限額 <u>177,950</u> 円）
改正	P133 労災-031 要点整理(2)表中 介護補償給付の額②(a)	介護に要する費用として 支出された費用の額 が <u>77,890</u> 円に満たない 場合	介護に要する費用として 支出された費用の額 が <u>81,290</u> 円に満たない 場合
改正	P133 労災-031 要点整理(2)表中 介護補償給付の額②(a)	2 月目以降 最低保障 (<u>77,890</u> 円)	2 月目以降 最低保障 (<u>81,290</u> 円)
改正	P133 労災-031 要点整理(2)表中 介護補償給付の額②(b)	2 月目以降 最低保障 (<u>77,890</u> 円)	2 月目以降 最低保障 (<u>81,290</u> 円)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
改正	P133 労災-031 要点整理(2)※書き	※随時介護の場合に適用される金額については、常時介護の場合に適用される金額の半額を端数処理した額となる（上限額： <u>86,280</u> 円、最低保障額： <u>38,900</u> 円）。	※随時介護の場合に適用される金額については、常時介護の場合に適用される金額の半額を端数処理した額となる（上限額： <u>88,980</u> 円、最低保障額： <u>40,600</u> 円）。
改正	P133 労災-031 要点整理(2) Point! 1つ目	介護補償給付を支給すべき事由が生じた月（＝介護開始初月）については <u>77,890</u> 円（随時介護の場合 <u>38,900</u> 円）の最低保障はない。	介護補償給付を支給すべき事由が生じた月（＝介護開始初月）については <u>81,290</u> 円（随時介護の場合 <u>40,600</u> 円）の最低保障はない。
改正	P133 労災-031 要点整理(2) Point! 2つ目	・親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日がない月については、 <u>77,890</u> 円（随時介護の場合 <u>38,900</u> 円）の最低保障はない。	・親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日がない月については、 <u>81,290</u> 円（随時介護の場合 <u>40,600</u> 円）の最低保障はない。
訂正	P227 労災-061 要点整理(1)【保険給付と特別支給金との関係】 保険給付（1階）	障害(補償)等差額一時金	障害(補償)等 <u>年金</u> 差額一時金

雇用保険法 (RU24262)

	訂正箇所	訂正前	訂正後
改正	P186 雇用-048 要点整理(5) 2 (a)事前手続 則 101 条の 2 の 11 の 2 第 1 項・5 項 抄	専門実践教育訓練受講予定者は、当該専門実践教育訓練を開始する日の <u>1箇月</u> 前までに、	専門実践教育訓練受講予定者は、当該専門実践教育訓練を開始する日の <u>14日</u> 前までに、
改正	P186 雇用-048 要点整理(5) 2 (a)事前手続 則 101 条の 2 の 11 の 2 第 1 項・5 項 抄	<u>5) 担当キャリアコンサルタントは、次に掲げる事項に留意しつつ、キャリアコンサルティングを実施するものとする。</u> ① <u>特定一般教育訓練受講予定者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する適切な特定一般教育訓練の選択を支援すること。</u> ② <u>特定一般教育訓練受講予定者に対し、自らが役員である又は自らを雇用する法人又は団体の行う特定一般教育訓練を受けるよう不当な勧誘を行わないこと。</u>	

	訂正箇所	訂正前	訂正後
改正	P187 雇用-048 要点整理(5)㉓ (a)事前手続	専門実践教育訓練受講予定者は、当該専門実践教育訓練を開始する日の <u>1箇月前</u> までに、	専門実践教育訓練受講予定者は、当該専門実践教育訓練を開始する日の <u>14日</u> 前までに、
改正	P187 雇用-048 要点整理(5)㉓ (a)事前手続	8) 担当キャリアコンサルタントは、次に掲げる事項に留意しつつ、キャリアコンサルティングを実施するものとする。 ①専門実践教育訓練受講予定者の中長期的なキャリア形成に資する適切な専門実践教育訓練の選択を支援すること。 ②専門実践教育訓練受講予定者に対し、自らが役員である又は自らを雇用する法人又は団体の行う専門実践教育訓練を受けるよう不当な勧誘を行わないこと。	
改正	P190 雇用-048 【専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給申請手続のイメージ】図中	受講開始日の上 <u>1箇月前</u>	受講開始日の上 <u>14日前</u>
改正	P194 雇用-049 要点整理(3)① 2行目	・・・専門実践教育訓練を開始する日の <u>1箇月前</u> (以下「提出期限日」という)まで(※1)に、	・・・専門実践教育訓練を開始する日の <u>14日前</u> (以下「提出期限日」という)まで(※1)に、
改正	P194 雇用-049 要点整理(3)①(※1)	<u>提出期限日後</u> に	<u>当該専門実践教育訓練を開始する日の1箇月前の日</u> 後に
訂正	P216 雇用-054 要点整理(1) CHECK 介護休業(則201条の16)	④原則として、次の(a)又は(b)のいずれかに該当することとなった日後の休業でないこと	④原則として、次の(a)又は(b)のいずれかに該当することとなった日後 <u>(b)に該当する場合にあつては、その日以後</u> の休業でないこと
改正	P246 雇用-059 要点整理 (1)雇用安定事業②㉑	㉑ <u>労働移動支援助成金の支給</u>	㉑ <u>早期再就職支援等助成金の支給</u>

労働保険徴収法（RU24263）

訂正箇所	訂正前	訂正後
訂正 P40 徴収-016 要点整理 【労働保険料の概要】 ①注意事項・保険料率	日雇労働者被保険者	日雇労働被保険者
訂正 P48 徴収-018 要点整理(参考) 2行目	→1,000分の47	→1,000分の <u>42</u>

労働安全衛生法（RU24264）

訂正箇所	訂正前	訂正後
改正 P95 安衛-051 (2)(参考) 型式検定を受けるべき 機械等（法別表第4、令 14条の2）⑬⑭追加	型式検定を受けるべき機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く）とする。 ①～⑫（略）	⑬防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具 ⑭防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（ハロゲンガス用又は有機ガス用のものその他厚生労働省令で定めるものに限る）